

# FCG 欧州 ニュースレター

ドイツ・イギリス・オランダ・スペイン

2025年12月 臨時増刊

フェアコンサルティンググループは、世界 20 カ国/地域・36 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、欧洲各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。

## [イギリス](#)



### UK 予算 2025：税制改正と日系企業への影響

#### <はじめに>

本記事は、2025 年予算で発表された税制措置および関連する既報の措置をまとめた文書「Budget 2025 — Overview of tax legislation and rates (OOTLAR)」の主要な改正点を、UK に進出している、または進出を予定している日系企業とその駐在員に関連する観点から抜粋して解説します。

本資料に記載されている措置は、特段の指定がない限り UK 全土に適用されます。

#### <個人所得税>

日系企業の UK 駐在員や現地従業員に影響を与える主な改正点は以下の通りです。

##### 所得税率・控除関連

- 所得税 Personal Allowance および最高税率閾値の据置/引き上げ：** 2028–29 税年度から 2030–31 税年度まで、Personal Allowance は£12,570、Basic Rate Limit は£37,700 に設定され、その結果 Higher Rate Threshold は£50,270 となります。
- 配当所得税率の引き上げ：** 2026 年 4 月 6 日より、配当所得に適用される所得税率のうち、Ordinary Rate が 10.75%、Upper Rate が 35.75% に引き上げられ、Additional Rate は 39.35% で据え置かれます。
- 貯蓄所得税率の引き上げ：** 2027 年 4 月 6 日より、貯蓄所得に適用される税率が変更され、Basic Rate は 2% ポイント増の 22% に、Higher Rate は 2% ポイント増の 42% に、Additional Rate は 2% ポイント増の 47% に引き上げられます。
- 不動産所得税率の新規設定：** 2027 年 4 月 6 日より、不動産所得に対する新たな税率（Basic Rate 22%、Higher Rate 42%、Additional Rate 47%）が導入されます。

これらの不動産所得税率は、当初はイングランド、ウェールズ、北アイルランドに適用され、スコットランドおよびウェールズの税率設定権限との関係については、今後の協議が予定されています。

### 雇用関連/福利厚生

- 福利厚生免除の拡大 :** 2026 年 4 月 6 日より、眼科検査、在宅勤務用設備、およびインフルエンザワクチン接種に係る費用の償還について、所得税および国民保険料（NICs）の免除規定が拡大されます。
- 在宅勤務費用の控除廃止 :** 2026 年 4 月 6 日より、未償還の在宅勤務費用に対する所得税控除が廃止されます。ただし、雇用主は引き続き、所得税および国民保険料の控除なしで当該費用を従業員に償還することが可能です。
- EMI スキームの要件拡大と通知要件の廃止 :** Enterprise Management Incentive (EMI) スキームの適格性要件が 2026 年 4 月 6 日以降に付与される契約から拡大されます。具体的には、会社の最大価値が £300 万から £600 万に、総資産が £3000 万から £1 億 2000 万に、従業員数が 250 人から 500 人に、行使期間が 10 年から 15 年に延長されます。また、EMI オプション付与の通知提出要件は、2026 年 4 月 6 日以降に付与されたオプションについて廃止されます。
- 従業員自動車所有制度（ECOS）の改正 :** Employee Car Ownership Schemes (ECOS) を通じて提供される車両が課税対象の福利厚生として扱われるよう規則が改正されます。
- PHEV 法人車税制の軽減措置 :** 一時的な措置として、プラグインハイブリッド車（PHEV）について、法人車税の課税対象福利厚生額の算定上、CO<sub>2</sub> 排出量を名目上の低い値として扱う特例が導入されます。この措置は 2025 年 1 月 1 日に遡及して適用され、原則として 2028 年 4 月 5 日まで、対象車両については契約変更・更新または 2031 年 4 月 5 日のいずれか早い時点まで適用されます。
- Overseas Workday Relief と PAYE 通知の整合 :** Overseas Workday Relief を請求する従業員に対し、PAYE 通知の対象となる所得を、非課税となる所得の最大限度と整合させる立法が導入されます。これは 2026 年 4 月 6 日から適用されます。
- 雇用主国民保険料（NICs）Secondary Threshold の維持 :** 雇用主が負担する NICs の Secondary Threshold は 2028 年 4 月まで £5,000 に維持されます。
- 年金拠出に対する給与犠牲（Salary Sacrifice）の継続課税 :** 年間 £2,000 を超える年金拠出に対する給与犠牲について、雇用主および従業員の NICs 課税を既存の税率で維持する立法が導入されます。

### <法人税>

日系企業の UK 子会社や支店に影響を与える主な改正点は以下の通りです。

#### 税率・優遇措置

- 法人税率の維持 :** 2027 年 4 月 1 日から始まる 2027 年度 (financial year) の法人税について、メインレート 25%、スマールプロフィットレート 19% が維持されます。
- キャピタル・アローアンスの改正 :** 2026 年 1 月 1 日以降に発生した支出に対し、**40%の新規初年度控除** が導入されます。これに伴い、法人税のメインレートの減価償却控除率は、2026 年 4 月 1 日から 14% に引き下げられます。
- ゼロエミッション車への 100%初年度控除の延長 :** ゼロエミッション車および電気自動車充電ポイントに対する 100%初年度控除が、法人税については 2027 年 3 月 31 日まで延長されます。
- 研究開発（R&D）の海外支出制限の明確化 :** UK 外で発生する研究開発支出に対する R&D 支出控除 (RDEC) および R&D 税額控除の制限の範囲を明確にする立法が導入されます。この変更は、2024 年 10 月 30 日以降に行われた請求に適用されます。

## 国際課税・コンプライアンス

- **移転価格、PE、DPT の法改正 :** UK の国際課税法（移転価格、恒久的施設（PE）、Diverted Profits Tax（DPT））の 3 要素を簡素化および現代化する立法が導入されます。この変更は、2026 年 1 月 1 日以降に開始される課税期間に適用されます。
- **Pillar 2 グローバルミニマム課税の改正 :** 多国籍企業トップアップ税および国内トップアップ税について、国際的に合意されたガイダンスとの整合性を確保するための技術的な修正が導入されます。
- **国際管理取引スケジュール（ICTS） :** HMRC に多国籍企業グループ内の国際的な管理取引を規制する権限を与える立法が導入されます。この要件は、2027 年 1 月 1 日以降に始まる会計期間に適用されます。
- **法人利子制限（CIR）の報告要件簡素化 :** Corporate Interest Restriction（CIR）ルールの報告会社に関する立法を簡素化します。
- **Advance tax certainty の導入 :** 主要なプロジェクトに対する税務の確実性を向上させるための「事前税務確実性サービス」の第一段階が 2026 年 7 月に開始されます。

## ＜その他＞

日系企業全般に影響する可能性のある税務行政および間接税に関する措置は以下の通りです。

## 税務行政・コンプライアンス

- **法人税遅延申告ペナルティの増額 :** 法人税の遅延申告ペナルティが増額されます。例えば、申告が遅れた場合のペナルティは£100 から£200 に引き上げられ、3 ヶ月超の遅延は£200 から£400 に引き上げられます。
- **Economic Crime (Anti Money Laundering) Levy (ECL) の改正 :** 2026 年 4 月 1 日以降、UK 収益が£3,600 万以上の企業に適用される ECL のバンドと課徴金が改正されます。
  - UK 収益£3,600 万超£5 億以下のバンド B の課徴金は£36,000。
  - UK 収益£5 億超£10 億以下のバンド C の課徴金は£500,000。
- **HMRC のデータ収集権限拡大 :** HMRC のデータ収集権限を拡大するための立法が導入されます（金融口座情報、カード販売データなど），2028 年 4 月から適用されます。
- **MTD for Income Tax の設計最終化 :** Making Tax Digital (MTD) for Income Tax に関する立法が最終化され、2026 年 4 月 1 日から適用されます。
- **租税回避スキームプロモーターへの取り締まり強化 :** マーケット型租税回避スキームのプロモーターに対する罰則賦課権限の変更、回避スキームの禁止、HMRC の広報権限の変更など、取り締まりを強化する立法が導入されます。

## 間接税・環境税

- **VAT グループのクロスボーダー規則の改正 :** VAT グループ内の国境を越えた取引の取り扱いを見直し、VAT グループ全体を単一の納税主体として運用されていた以前の立場に UK を戻します。この措置は 2025 年 11 月 26 日から適用されます。
- **炭素国境調整メカニズム（CBAM）の導入 :** 2027 年 1 月 1 日より、アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄鋼部門からの輸入品に炭素価格を課す新たな環境税である CBAM の立法が導入されます。
- **プラスチック包装税（PPT）の改正 :** 2027 年 4 月 1 日より、化学的にリサイクルされたプラスチックの帰属を可能にするマスバランスアプローチが導入され、30%を超えるリサイクル含有量を有する包装について PPT の免税が認められます。一方で、同日以降はプレコンシューマー・プラスチック廃棄物は PPT 上のリサイクル原料としては認められません。

---

### 3. 情報源 (Source Document)

<https://www.gov.uk/government/publications/budget-2025-overview-of-tax-legislation-and-rates-ootlar/budget-2025-overview-of-tax-legislation-and-rates-ootlar>

---

このニュースレター記事は、提供されたソースドキュメントに含まれる情報のみに基づき作成されており、特定の税務アドバイスを提供するものではありません。具体的な適用については専門家にご相談ください。

以上

---

### Fair Consulting Group UK Limited

25 City Road, London, EC1Y 1AA, United Kingdom



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/s2AqkSfBCdA>

## 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系  
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>

「FCGニュースレター 欧州」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター欧州」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター欧州」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。